

2017年12月議会一般質問

民主クラブ 竹村雅夫

件名 「社会モデル」の視点から考える、インクルーシブなまちづくりについて

要旨1 エビデンス（科学的根拠）にもとづく安全・安心なまちづくりについて

日本も批准した障害者権利条約は「障害」の概念について、「社会モデル」の考え方を取り入れました。「障害」を「その人個人の心や体の機能の問題」ではなく、「その人の社会参加を妨げる社会の障壁の問題」とする見方へ転換し、その両者の相関関係で「障害」をとらえようとしたのです。

今回は私もこの「社会モデル」の立場に立って「犯罪」をとらえ、藤沢市の「犯罪」を減少させるために有効な政策は何かを、できるだけ客観的なデータに基づいて考えてみたいと思います。

さて、藤沢は「安全なまち」でしょうか。

このことを議論するときによく登場するのが、「体感治安」という言葉です。9月議会に報告された「主要な施策の成果説明」にも、「体感治安の向上」という表現が出てきました。では、

1-1 この「体感治安」とは、何でしょうか。

（防災安全部 吉原防災安全部長） 竹村議員の一般質問にお答えします。

「体感治安」につきましては、法令上定義されているものはありません。人々が日常生活の中で感じる治安の状況と意味することが一般的でございます。

なお、本市が毎年実施している市民意識調査の中で、「犯罪のない、明るいまちであること。」の実現度をお聞きしております。平成28年度の調査では、62.4%の方が「よくできている」または「だいたいできている」と回答されているところです。

「日常生活の中で感じる状況」、つまりはイメージですよね。

もちろん、漠たるものであれ「体感治安」に不安を抱いている方がいらっしゃる とすれば、それに対する対応は必要です。ですが、自治体がこの「体感治安」を政策の根拠とするのは、どうなのでしょう。

9月議会に防犯カメラの設置が提案されることを報じた神奈川新聞の記事が、私にはとても気になりました。

「（藤沢市が）設置の根拠として挙げるのは治安の悪化だ。16年の市内の刑法犯認知件数は3115件で前年から101件増加。また15年3月に藤沢駅南口で発生した暴力団員による発砲事件にも触れて、『重点的に防犯対策に取り組む必要がある』としている。」

どうなのでしょう。直接に説明を聞いたわけではありませんので、即断は避けま
す。ただ、何かの推移を見るのに、前の年と比べて上がったか下がったかだけを見
ても意味はありません。数字なんて毎年ジグザグを繰り返しながら変化していくわ
けで、もっと長期的にそのベクトルの方向を見なければ意味がありません。

2年前に発砲事件はありましたが、それが頻発しているわけではありません。

藤沢の治安は本当に「重点的に防犯対策に取り組む必要がある」ほど悪化してい
るのでしょうか。

**1-2 ピークだったと言われる平成14年の、藤沢市の刑法犯認知件数を教えて
ください。**

（防災安全部 吉原防災安全部長） 平成14年の本市の刑法犯認知件数は、9、
675件となっております。

若干留保しておきますが、「認知件数」は警察が犯罪として受理した件数であっ
て、「発生件数」ではありません。その間には認知されないいわゆる「暗数」が存
在します。

また、「認知件数」は警察の方針によっても大きく変化します。平成14年前後
の認知件数が大きかった背景には、桶川ストーカー殺人事件によって警察が犯罪の
訴えを積極的に受理するようになったこともあります。

ただ、ここでは深入りはせず、主観の入らない客観的なデータとして「認知件
数」を使う、ということだけ申し上げておきたいと思います。

さて、グラフをご覧ください。藤沢市の刑法犯認知
件数は「悪化」どころか平成14年からずっと下がり
続け、現在はほぼ1/3に激減しています。

もちろん、3000件というのは大変な数ですし、
振り込め詐欺などあらたな犯罪もありますから、単に
件数の減少だけで楽観するわけにはいきません。

ですが、私は防犯担当の職員の皆さんや、警察、そして市民の皆さんのご努力に
よって、藤沢市の刑法犯認知件数が大きく減少している事実も、もっと広めるべき
だと思うのです。それを伝えてこそ、市民の皆さんの「安心」につながるのではな
いでしょうか。



▲刑法犯認知件数の推移

不安をあおるような情報だけでは、問題も生じます。

治安への不安が自分たちと異質なものへの不安となり、外国人排斥や障害者の排除につながった例は枚挙にいとまがありません。罪をつぐない終わって刑務所を出所した人の、社会復帰を妨げることにもなりかねません。

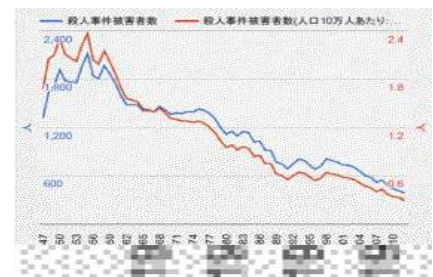
そもそも「体感治安」とは、あくまでイメージであって、現実ではありません。

内閣府は先月、「治安に関する世論調査」を発表しました。それによれば、「あなたは、ここ10年間で日本の治安はよくなったと思いますか」という設問に対して、60.8%が「悪くなったと思う」または「どちらかといえば悪くなったと思う」と答えています。また、その理由として54.6%が「地域社会の連帯意識が希薄になった」と答えています。

では、現実はどうでしょうか。犯罪統計学で「その社会が安全かどうか」の指標として使われるのは殺人です。

日本の殺人件数の推移のグラフを見てください。今日、日本の殺人は激減しています。

ピークだったのは1950年代。つまり、日本でいちばん人が殺されていたのは、「三丁目の夕日」や「となりのトトロ」の時代です。「地域社会の連帯意識」が強かったはずのこの時代、実は強盗などの凶悪犯罪も相次いでいました。



▲殺人事件認知件数の推移

私が防犯政策の根拠を、「体感治安」に置くことに疑問を持つのは、それが本当に力点を置かなければならないところに、有効な対策をとることを妨げるからです。

何かの判断をするための科学的な根拠のことを、「エビデンス」と言います。

藤沢市の防犯政策は「体感治安」ではなく、エビデンスに基づいた犯罪の冷静な分析をふまえて立案すべきではないのでしょうか。

では、そのような立場から、

1-3 平成28年度に藤沢市で認知された「刑法犯」の内容を教えてください。

(防災安全部 吉原防災安全部長) 平成28年に本市で認知されました「刑法犯」は、3,115件となっており、その内訳は、神奈川県警察本部からの情報によりますと、空き巣や自転車盗などの「窃盗犯」が2,487件。暴行や傷害などの「粗暴犯」が197件。詐欺や横領などの「知能犯」が70件。賭博やわいせつなどの「風俗犯」が28件。殺人や強盗などの「凶悪犯」が12件。器物損壊や住居侵入などの「その他」が321件となっております。

ご答弁いただいた平成28年度の数字をグラフにしてみました。

刑法犯認知件数の中でいちばん多いのは、8割を占める「窃盗」です。窃盗の中でいちばん多いのは自転車盗、つぎに万引きが続きます。

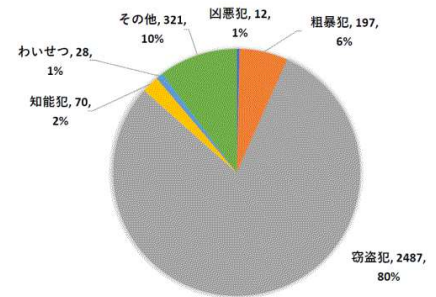
一方、「凶悪犯」に分類される殺人や強盗などはほとんど起きていません。

では、このうち「万引き」は誰が行っているのでしょうか。

「青少年」の犯行、というイメージがあるかもしれませんが。データを見てください。少年犯罪は激減しています。少子化に伴う絶対数だけではなく、人口比でも減少しています。

逆に増加しているのは高齢者の犯罪です。暴行や傷害、窃盗などが激増しているのです。そのうち窃盗の多くは、万引きや無銭飲食です。

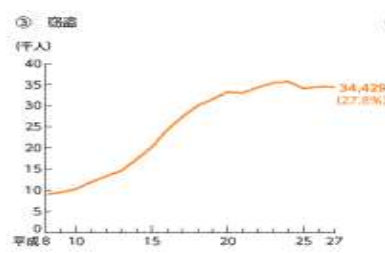
動機については、職業的犯罪や遊興費目的、などというのは少数派です。生活困窮や空腹などという言葉が並ぶデータを見てみると、私は切なくなります。



▲刑法犯認知件数の内訳



▲少年犯罪の推移



▲高齢者の窃盗の推移



▲高齢者の窃盗の理由

つまり、スーパーで300円のお総菜を万引きしたけれど、身元引受人がなく、示談にできる経済力もないために、警察に通報されて逮捕されてしまった、というようなケース、つまり生活に困窮する、孤独なお年寄りの犯罪です。

さらに問題なのは、罪を犯した高齢者の半数以上は高齢になってからの初犯だということです。つまり、それまでまじめに人生を送ってきた方が、リタイアしたあと生活困窮に陥ったり、ストレスを抱えて、思いもよらず犯罪を行ってしまったわけです。これは「高齢初犯」と言われて、いま大きな社会問題となりつつあります。

そうすると、藤沢市の刑法犯認知件数を減らすために必要で有効な政策は、どうなるでしょう。

少年犯罪に厳罰を科すこと、ではありません。お年寄りの貧困や孤立を防ぐこと、という結論になります。もしかしたら防犯カメラ以上に、地域の縁側事業の方が刑法犯の減少に効果があるかもしれません。

なお、「少年犯罪の減少」と言っても子どもたちの抱える困難が減ったわけでは

なく、彼らは非行など「反社会的行動」から、インターネットの世界に引きこもるような「非社会的行動」に向かっただけだ、という指摘もありますので、安心はできません。このことは、要旨2でふれたいと思います。

では、藤沢市の「凶悪犯罪」はどうだったのでしょうか。

平成28年度に藤沢市内で起きた殺人事件は、報道されたものは2件です。

ひとつは、病に冒された夫が前途を悲観し、老人ホームで妻を殺害した事件です。「殺人」に分類されますが、おそらくは心中未遂です。自分も死のうとしたけれど死にきれなかったから、「殺人」になったわけです。

もう一件は、おそらく引きこもりだった息子が、父親から叱責されて口論となり、激昂して父親を殺してしまった事件です。計画性はなく、偶発的なものでしょう。

どちらも、ワイドショー的な意味での「凶悪事件」ではありません。

そうは言っても、去年は偶然そのような事件ばかりだったのではないか、と思われるかもしれません。ですが、殺人の約6割は、親族間で起きています。

外からは窺い知れない家族間の葛藤だったり、介護殺人、育児ノイローゼから来る乳幼児殺人などが大半です。

一方、見知らぬ者による通り魔的な殺人というのは、ほとんど起きていません。「面識なし」の殺人が12%ありますが、このうち少なからぬ割合を占めているのは、暴力団による抗争ですから、これは別次元で考えるべきです。

ですから去年の2件は例外的な事件ではなく、むしろ典型的な事例だったと言えるでしょう。

では、「殺人事件」を減らすにはどうすればいいのでしょうか。

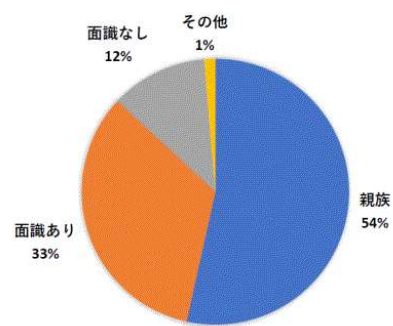
よく「厳罰化」という声がありますが、データをふまえれば殺人の大半は「厳罰化」によって防げるものではありません。

老人ホームでの事件の記事は、「もっと周りに頼った方が良い」という裁判員の

藤沢の妻殺害 懲役3年判決

藤沢市の老人ホームで5月、同居の妻を殺害したとして殺人罪に問われた無職幸田栄二郎被告(83)の裁判員裁判で、横浜地裁は17日、懲役3年(求刑・懲役5年)の判決を言い渡した。三浦透裁判長は「将来を悲観して一方的に思い詰め、心中の巻き添えにした。自己中心的で強い非難を免れない」と述べた。

は5月14日未明、同市内行の老人ホームの自室で、一緒に入居していた妻(当時84歳)をカッターナイフで首を切りつけるなどして殺害した。三浦裁判長は動機について、幸田被告が自身の健康に不安を抱き、「自分が先に死んで周りに迷惑をかけるより、妻を殺し自分も死ぬ」と思い立ったと指摘。その上で、裁判員からのメッセージとして「(今後は)もっと周りに頼ったほうが良い」と語った。



▲殺人の被害者と加害者の関係

声を紹介しています。

逆に言えば、もし誰かがこのご夫婦のSOSを受け止めることができたら、この事件は防げたのではないかと、ということです。父親を殺害した事件も、同様だったのではないのでしょうか。

私は、ふたつの事件をぜひ、「藤沢の福祉のセーフティーネットは十分だったのか」という問いとして、受け止めてほしいと思うのです。

1-4 藤沢市の「防犯」対策は、「治安」という発想だけではなく、ぜひ福祉的な視点でも進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

(福祉健康部 小野副市長) 近年、いわゆる介護殺人など、家族間の課題に起因する重大事件が報道されるたびに、議員ご指摘のように、福祉的支援の状況はどうだったのか、最悪の事態は防げなかったのかと、胸が締め付けられる思いでございます。

そして、実態としては、地域から孤立し、あるいは心理的葛藤から希望を失い、誰にも相談することもできず、SOSを発信できない状況が継続することで、問題や課題が潜在化し、虐待や事件に発展して表面化する事例も多いと考えております。

市といたしましては、このような世帯の支援ニーズをいかに早期に把握し、適切な支援を提供できるかが、悲しい事件を防ぐためにも重要な課題と捉えており、地域を基盤とした相談支援体制の構築は、そのような意味でも大変意義のある取組と考えております。

特に、これからの取組みにおける重要な視点は、地域の持つ力と、公的な支援体制との協働であり、住民の皆さんが日常生活における些細な変化に気づき、受け止め、行政や様々な支援機関と連携して、確実に支援につなげる体制を構築することが必要でございます。

本市における「地域の縁側」やコミュニティソーシャルワーカーの活動も、そのような視点から取組みを進めており、「藤沢型地域包括ケアシステム」の推進と、「地域共生社会」の実現という、今後の福祉のあり方を考えましても、「福祉」が果たす「防犯」への役割は大きいものと考えております。

昨年の殺人事件については、すでにソーシャルワーカーなどが支援に入ってくださっているとうかがっています。ぜひ、今後ともそのような視点でよろしくお願い致します。

さて、2度目、3度目と犯罪を犯してしまうことを「再犯」と言います。犯罪の6割は、3割の再犯者が犯しています。すると「犯罪を減らす」ために効果があるのは、この「再犯の防止」です。そのような観点から

1-5 昨年(2022)の12月、国会で「再犯防止推進法」が成立しました。この概要を教えてください。

(防災安全部 吉原防災安全部長) 平成28年12月14日に公布施行されました「再犯の防止等の推進に関する法律」の概略につきまして、ご説明いたします。

本法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者の円滑な社会復帰を促進する事が再犯防止等の犯罪対策において重要であることを鑑み、再犯防止に関する施策等に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにしております。

また、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定め、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民が犯罪による被害を受けること防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的に制定されたものです。

主な内容といたしましては、再犯防止に関する施策が円滑に実施されるよう国及び地方公共団体が相互に連携を図らなければならないこと。国は再犯防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため再犯防止推進計画を定めること。都道府県及び市町村は再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないことなどが規定されております。

「犯罪を繰り返す者に支援なんて必要なのか」と思われるかもしれませんが、ですが、刑期を終えて刑務所を出所したり、少年院を退所したあと、迎えてくれる家庭や仕事もなく、社会からの冷たい目にさらされるだけだったとしたら、どうでしょう。自暴自棄になってふたたび罪を犯しても不思議はありません。

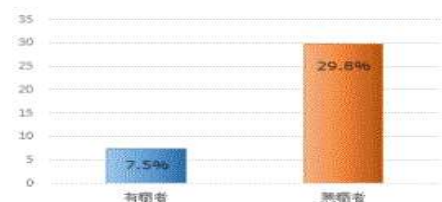
一方、帰るべき家庭や仕事を持っている人の再犯率は、それらを持たない人に比べて、劇的に低いことが読み取れます。まさに「社会モデル」です。

最近(2022)は法務省が厚生労働省と連携して、「処罰」よりも「社会復帰支援」に重点を置く「矯正保護」という政策が進められるようになりました。文部科学省も来年度の概算要求に、少年院を出院したあとの、定時制高校などでの受け入れを盛り込みました。

藤沢市の「人権施策推進指針」にも、「刑務所を出所した人の人権」が課題としてあげられています。これは、「再犯の防止」という観点からも重要なことです。

1-6 では、藤沢市は再犯の防止について、どのようにお考えでしょうか。

(防災安全部 吉原防災安全部長) 罪を犯した人が再び罪を犯さないようにするためには、立ち直り支援、更生保護などの支援を行っていく必要があると考えてお



▲職の有無による再犯率の差異

ります。

現在は、保護司会や更生保護女性会の方々が立ち直り支援や更生保護を行い、本市がその活動を支援しているところでございます。

先ほどもご答弁いたしました但、再犯の防止等の推進に関する法律では、市町村は国が定めた再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないことが明記されております。現在、国が再犯防止推進計画を策定中であり、その後、神奈川県が策定していくことになってまいりますので、その動向を注視し、保護司会、更生保護女性会の方々や、福祉健康部・子ども青少年部などと横断的な連携を行い、今後、どのような取り組みができるのか検討を進めてまいりたいと考えております。

さて「犯罪」と言えば、けっして忘れてはならないのは、犯罪被害者の存在です。犯罪被害に会った方たちは長らく公的な支援もないまま、突然襲った理不尽な犯罪に苦しんできました。

1-7 2004年に、ようやく犯罪被害者等基本法が成立しました。この法律と、神奈川県犯罪被害者等支援条例の概要について教えてください。

(企画政策部 渡辺企画政策部長) まず、犯罪被害者等基本法については、犯罪及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者、及びその家族又は遺族のための施策を、総合的かつ計画的に推進することによって、その権利権益の保護を図ることを目的に、制定されたものでございます。

この法律では、犯罪被害者等支援施策に関する基本理念と、国及び地方公共団体等の責務が定められており、地方公共団体については、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定、実施することとされております。

次に、神奈川県犯罪被害者等支援条例につきましては、犯罪被害者等の受けた被害の早期回復及び軽減と、犯罪被害者等を支える地域社会の形成促進を目的として、平成21年に施行されたものでございます。

この条例では、犯罪被害者等支援についての基本理念や基本事項、及び関係者等の責務などが定められ、県の責務としては、国、他の地方公共団体及び県民等との連携、協力を努め、県民等及び市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、情報提供、啓発活動、人材育成、その他必要な支援を行うように努めることとされております。

この条例に基づき、平成21年に「神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」が策定され、現在は、中間年での見直し後の第2期計画に沿って、総合的かつ計画的に施策が推進されております。

最近「被害者感情」が強く言われるようになり、加害者に対する厳罰化の傾向が見られます。被害者側が、加害者に怒りを抱くのは当然のことです。

ただ気をつけなければいけないのは、加害者を厳しく断罪すれば、被害者側の抱える困難が解決するわけではない、ということです。

私は先日、日本弁護士連合会が主催した「犯罪被害者支援シンポジウム」に出席しました。民事訴訟の弁護事例に基づいて、被害者が何をいちばん望んでいるのか、どこに困難を抱えるのかについて、具体的な報告がとても参考になりました。

それによれば、いちばん困るのは経済的な問題です。一家の大黒柱が殺されれば、たちまち生活に窮します。重い後遺障害が残れば、高額の医療費がかかることもあります。

ですが、刑事裁判で加害者に有罪判決が出ても、それだけで自動的に賠償金が支払われるわけではありません。損害賠償を請求するには、示談の話し合いをしたり、別に民事裁判を起こさなければなりません。

ですが、ほとんどの被害者側にはそんなことに対処できる法的知識などありません。シンポジウムでは、「被害者側にも国選弁護士をつけてほしい」という声が紹介されていましたが、その通りだと思います。

その他にも、精神的なケアや、心ない周囲の目による二次被害など、犯罪被害に遭った方に対する丁寧な支援は身近な自治体こそ必要ではないのでしょうか。

1-8 藤沢市では、犯罪被害者やその家族への支援について、どのようにお考えでしょうか。

(企画政策部 渡辺企画政策部長) 本市といたしましては、「藤沢市人権施策推進指針」における分野別人権課題の一つとして、犯罪被害者の人権の尊重を掲げ、被害者本人やその家族の人権擁護に向けて、意識啓発に努めるとともに、神奈川県や警察、サポートステーション等、関係機関との連携を図っております。

犯罪を未然に防止することは大変重要であります。その一方で、近年の犯罪発生状況を鑑みますと、犯罪被害が、いつだれに起こるか、わからない中で、被害者本人やその家族に対する適切な支援が求められているところでございます。

今後とも、市としての役割を踏まえ、啓発事業や関係機関との連携に努めるとともに、他市の先進事例等の情報収集、施策の充実に向けた研究、検討を行ってまいりたいと考えております。

なお犯罪被害については、特に「性犯罪被害者」への支援が非常に重要だと思います。これについては、また機会をあらためて取り上げたいと思います。

さて、犯罪の加害者には、家族がいる場合も少なくありません。ですが、この「加害者家族」の問題には、長らく光が当たらずにきました。

表は、日本で唯一、犯罪加害者家族の支援を行っているNPOの「World Open Heart」が、加害者の家族から聞き取った状況です。

外出が困難になる	96%
楽しいことや笑うことに罪悪感を覚える	92%
自殺を考える	88%
家族関係が悪くなる	41%
結婚が破談になる	39%
進学や就職をあきらめる	37%
転居を余儀なくされる	36%
いじめやハラスメントを受ける	32%
離婚をした	26%
インターネットにおいて誹謗中傷を受ける	23%
自己破産した	21%
生活困窮に陥る	18%

8割の方が自殺まで考えています。実際に自殺した加害者家族も少なくありません。92%が「楽しいことや笑うことに罪悪感を覚える」と答えています。これが、自らが犯罪を犯したわけでもない家族の感情なのです。

加害者家族は、イギリスでは“隠れた被害者”とも言われ、多くの支援団体もあります。ところが、日本では事件があるたびマスコミが容疑者の自宅に押しかけ、親に謝罪させてその姿をテレビに映し出します。インターネットでは家族の個人情報晒されます。

私はこのようなことには、非常に疑問を感じます。「罪咎が一族郎党に及ぶ」というならそれは封建時代の発想です。事件に対する憤りは加害者本人とその犯罪に向けられるべきで、その家族に向けられるべきではありません。

家族を謝罪に引っ張り出し、家族を叩けば、どうなるでしょう。

犯罪を犯した者が社会復帰してきたとき、その人を受け入れてくれる家庭があれば、再犯率は顕著に下がります。ところが加害者の家族を叩けば、受け入れ先もなくなってしまいます。家族が仕事を辞めざるを得なくなり、被害者に対する賠償金や慰謝料の支払いができなくなることも少なくありません。

加害者家族を叩くことは、実は巡り巡って被害者側にも不利をもたらします。誰も幸せにならないのです。

ただ日本でも、徐々にではありますが加害者家族支援の動きも始まりました。

東京都は、都の人権啓発誌で「加害者家族支援」の特集を組みました。

ハードルの高い課題だとは思いますが、藤沢市でも、困難を抱えた方への支援や人権施策の中で、

1-9 加害者家族へのサポートについても、ご検討いただけないでしょうか。

(企画政策部 渡辺企画政策部長) 加害者家族が置かれた状況や、抱える困難等につきましても、議員ご指摘のとおり、社会で取り上げられることも少なく、理解の進んでいない人権課題の一つであると認識しております。

本市におきましては、あらゆる人の人権が尊重される社会の実現をめざして、人権に関するさまざまな状況や課題、当事者の思いやニーズの把握に努めながら、人

権施策を総合的に推進し、ともに生きるまちづくりを進めているところでございます。

「やり直し」ができる寛容でインクルーシブな社会こそが、実は犯罪を減少させ、安全で安心な社会をつくれます。

そして「必要」で「有効」な防犯対策の立案には、エビデンスに基づく冷静な分析が必要だということを申し上げて、要旨1の質問を終わります。